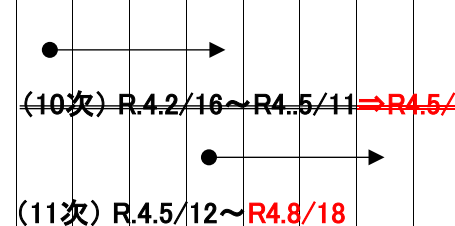
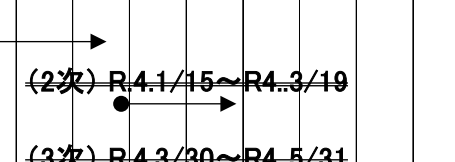
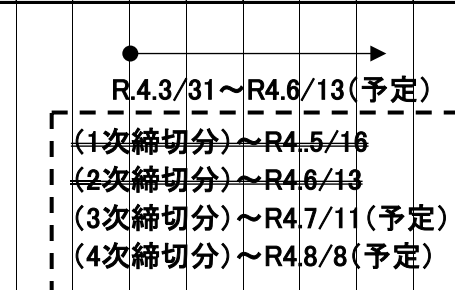
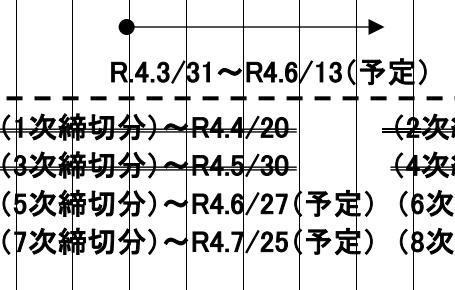
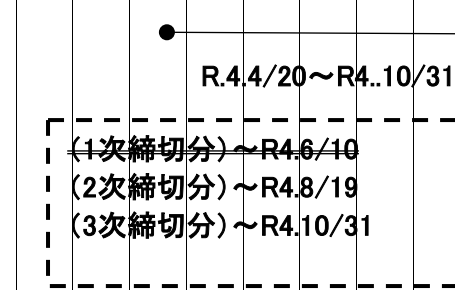
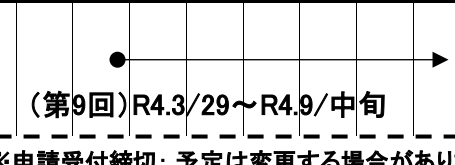


新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和4年6月14日現在）

所掌	事業の名称 補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
経済産業省	生産性革命推進事業	中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更に直面することに柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。																		(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL：03-6459-0866 E-mail： seisanseikakumei@smrj.go.jp	
	補 New 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型〕、〔グローバル展開型〕	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に、[回復型賃上げ・雇用拡大枠][デジタル枠][グリーン枠]を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 ＋3%以上／年 ・給与支給総額 ＋1.5%以上／年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金＋30円 ※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。 ※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続いている状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします(回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く)。	 (10次) R4.2/16～R4.5/11 → R4.5/12 (11次) R4.5/12～R4.8/18												■補助上限： ・一般型[通常枠]750万円～1,250万円(※) [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 750万円～1,250万円(※) [デジタル枠] 750万円～1,250万円(※) [グリーン枠] 1,000万円～2,000万円(※) ・グローバル展開型3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率： ・一般型 [通常枠] 1/2、小規模事業者等 2/3 [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 2/3 [デジタル枠] 2/3 [グリーン枠] 2/3 ・グローバル展開型 1/2、小規模事業者等2/3	ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053			
	補 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔ビジネスモデル構築型〕	中小企業によるイノベーション創出を後押しするためには、従来の「ものづくり・商業・サービス補助金」のように、中小企業が作成した事業計画を実行することを支援するのみならず、その事業計画自体に斬新なアイデア、革新的なビジネスモデルが含まれるよう支援を行うことが必要です。本事業により、民間サービスとして継続的に中小企業のビジネスモデル構築・事業計画策定を支援する、拡張可能な先駆的プログラムの立ち上げを後押し、中小企業が持続的に経営革新に取り組んでいける「イノベーション・エコシステム」を構築します。	○中小企業の経営革新を持続的に支援可能な法人。(法人格を持たない 任意団体や地方公共団体、個人事業主は対象外) ○複数の法人が共同して実施する場合は、代表者を定め、当該代表者を申請者としてください。補助金の支払いは代表者に対して行いますが、共同事業者や支援先中小企業が立て替えた経費を代表者が支払うことで、これを補助対象とすることが可能。 ※支援先の中小企業が支払う経費は、1者あたり200万円(税込み)を上限とします。	中小企業が①革新性、②拡張性、③持続性、を有するビジネスモデルを構築できるよう、30者以上の中小企業を支援するプログラムの開発・提供を補助します。 【基本要件】 ●中小企業 30 者以上 に対して、以下を満たす3～5年の事業計画の策定支援プログラム を開発・提供すること。 ①付加価値額：＋3%以上／年 ②給与支給総額：＋1.5%以上／年 ③事業場内最低賃金：地域別最低賃金＋30円 ●補助事業終了後1年で、支援先企業の80% 以上が事業計画を実行できるプログラム内容であること。	 (2次) R4.1/15～R4.3/19 (3次) R4.3/30～R4.5/31												■補助上限：1億円(下限 100 万円) ■補助率： ・大企業の場合1/2 ・それ以外の法人2/3	ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053			
	補 New 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜通常枠(A・B類型)＞	IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	＜A類型＞ ・公募要領に定める6つの共通プロセスのうち、“共P-01～各業種P-06”から必ず1つ以上の業務プロセスを担うソフトウェアである必要があります。 ・上記を満たしていることを要件として、大分類Ⅱ「オプション」、大分類Ⅲ「役務」に係る各経費も補助対象となる。 ＜B類型＞ ・公募要領に定める“共P-01～汎 P-07”の内、必ず4つ以上を担うソフトウェアである必要があります。 ・上記を満たしていることを要件として、大分類Ⅱ「オプション」、大分類Ⅲ「役務」に係る各経費も補助対象となる。	 R4.3/31～R4.6/13(予定) 〔1次締切分〕～R4.5/16 〔2次締切分〕～R4.6/13 〔3次締切分〕～R4.7/11(予定) 〔4次締切分〕～R4.8/8(予定)													■補助対象経費：ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大1年分補助)・導入関連費等 ※公式専用サイトに公開予定のITツールが補助金の対象です。(一部のハードウェアを除く) ■補助率：1/2以内 ■補助金額： ＜A類型＞30万円～150万円未満 ＜B類型＞150万円～450万円以下	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL：0570-666-424 IP電話TEL：042-303-9749		
	補 New 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜デジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入類型)＞	中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	①補助事業者は、IT導入支援事業者により事務局に対して事前に登録されたITツールの中から導入するITツールを選択し交付申請を行う。その際、選択したITツールは上図4つの大分類中の大分類Ⅰ「ソフトウェア」のカテゴリー1に区分されるもので“会計・受発注・決済・EC”の機能を必ず1種類以上含んでいる必要がある。 ②大分類Ⅱ「オプション」、Ⅲ「役務」、Ⅳ「ハードウェア」の導入に係る各経費も併せて補助対象経費として申請する場合は、上記①の要件を満たしていること。交付申請にあたり、大分類Ⅰは必須である点に注意すること。 ③ハードウェアを補助対象経費として申請する場合は、そのハードウェアがソフトウェアの使用に資するものであること。	 R4.3/31～R4.6/13(予定) 〔1次締切分〕～R4.4/20 〔2次締切分〕～R4.5/30 〔3次締切分〕～R4.6/27(予定) 〔4次締切分〕～R4.7/11(予定) 〔5次締切分〕～R4.7/25(予定) 〔6次締切分〕～R4.7/11(予定) 〔7次締切分〕～R4.7/25(予定) 〔8次締切分〕～R4.8/8(予定)													■補助対象経費：ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大2年分補助)・導入関連費等、ハードウェア購入費 ■補助率：2/3以内～3/4以内 ■補助金額： ・ソフトウェア購入費・導入関連費：5万円～350万円以下 ・PC・タブレット等：下限なし～10万円 ・レジ・券売機等：下限なし～20万円	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL：0570-666-424 IP電話TEL：042-303-9749		
	補 New 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜デジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入類型)＞	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。 令和元年度補正の通常枠(A・B類型)及び令和3年度補正のデジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)とは、制度等により異なる点がありますのでご注意ください。	・商工団体等 (例)商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等 ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体 (例)まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO) 等 ・複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム	本事業では、サプライチェーン、商業集積地において、補助事業者が参画事業者を取りまとめて、補助事業グループとして実施する下記の事業経費を補助対象とする。また、1申請において、補助上限額内であれば、下記の事業を複数にわたって実施することも可能である。 A:基盤導入経費 ・会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・EC ソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用 B:消費動向等分析経費 ・適格インボイス対応とも連携した異業種間の連携を行うIT ツールや地域における人流分析や商取引等の面的なデジタル化に向けたIT ツールの導入費用 C:参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費 ・A及びBの IT ツール等を導入し、参画事業者が連携するために、代表事業者が取りまとめに係る事務費や導入したIT ツールから取得したデータを生産性の向上につなげるために、専門家に分析・活用してもらう費用	 R4.4/20～R4.10/31 〔1次締切分〕～R4.6/10 〔2次締切分〕～R4.8/19 〔3次締切分〕～R4.10/31													■補助額(1参画事業者あたり)、補助率 A:基盤導入経費 ・ITツール：～50 万円 以下、3/4以内 ・50万円超350 万円、2/3以内 ・PC等：～10 万円、1/2以内 ・レジ等：～20 万円、1/2以内 B:消費動向等分析経費 ・50万円×参加事業者数、2/3以内 C:参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費 ・200万円又は(Aの補助額＋ Bの補助額)×10× 補助率 2/3 のいずれか低い方、2/3以内	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL：0570-666-424 IP電話TEL：042-303-9749		
	補 New 【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助＜一般型＞	小規模事業者 等 が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために 取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づき、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。	小規模事業者等	補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。複数事業者による共同申請も可能ですが、通常枠のみの申請となり、その 場合には(4)の要件も満たす事業であることとします。 (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な 販路開拓等のための 取組 であること。 あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の 支援を受けながら取り組む事業であること (3)以下に該当する事業を行うものではないこと ・同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費等)と重複 する事業 ・本事業の 終了 後、概ね1年以内に売上げ につながる ことが 見込まれない事業 ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの (4)共同申請 の場合には、連携する全ての小規模事業者 等 が関与する事業であること。	 (第9回) R4.3/29～R4.9/中旬 ※申請受付締切：予定は変更する場合があります。 第9回：R4.6/3 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切：原則 R4.5/27 第9回：R4.9/中旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切：原則 R4.9/上旬 第10回：R4.12/上旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切：原則 R4.12/上旬 第11回：R5.2/下旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切：原則 R5.2/中旬 ※事業支援計画書(様式4)の発行に時間を要する場合があります													■補助上限 (通常枠)50万円 (賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠)200万円 (インボイス枠)100万円 ※複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同申請 の場合は、通常枠のみ申請可能。また、補助上限額は「1事業者あたりの補助上限額 50 万円」×連携小規模事業者等の数」の金額となります(ただし、500万円を上限とします)。 ■補助率：2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)	広島県商工会連合会 TEL：082-247-0221 日本商工会議所 TEL：03-6632-1502		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和4年6月14日現在）

所掌	事業の名称	補助金・助成 給 New 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年												R5年			給付・補助金額等	問合せ先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
経済産業省	補 【サプライチェーン改革】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業(3次)		新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクの大きい重要な製品・部素材について、サプライチェーン強靱化のため、国内の生産拠点を整備しようとする場合に、その設備導入等を支援します。	大企業・中小企業等	①補助対象事業A 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 (ア)補助事業により生産する製品・部素材の生産拠点の海外集中度が、国内全体で50％以上であること (イ)表1に掲げる製品及びその部素材(レアメタル・レアアース等)を含む生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材であること (ウ)補助対象となる設備機械装置の性能(仕様・スペック)が、先端的であること ②中小企業特例事業 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業 (ア)中小企業であること (イ)表2に掲げる製品(以下「対象製品」という。)のサプライチェーンに関連し、当該対象製品の生産等を行う事業者と直接又は間接に取引関係がある事業者であること (ウ)当該事業者が、対象製品の生産等を行う事業者にとって必要不可欠な(＝代替が効かない)製品・部素材(以下「部品等」という。)の生産等を行っていること(ただし、市場から直ちに入手可能な汎用品は除く。) (エ)対象製品の生産等を行う事業者にとって、当該事業者からの部品等の供給が滞ることにより、対象製品の生産計画に支障を来すおそれがあること (オ)部品等の生産能力を拡大する投資であること																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和4年6月14日現在）

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報
----	--

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年6月14日現在)

所掌	事業の名称 補給金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広島県	補 頑張る中小事業者月次支援金	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小事業者に対して、県独自の幅広い支援を実施します。 【追加支援】飲食店の休業・時短営業の影響により、売上が70%以上減少した場合の上限金額を拡大します。	緊急事態措置等や広島県の集中対策実施に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者 ①広島県内に、本店又は主たる事務所(法人)、住所(個人)があること。 ※確定申告書記載の納税地が広島県内であること ②中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業者を含む) ③2022年対象月(1月分)の月間売上が2019年から2021年(申請者が選択する年)同月比30%以上減少していること。 ④対象月において、広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」の対象事業者でないこと ⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと ⑥県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること ⑦今後も事業を継続する意思があること	(R4.1月分) R4.2/1～R4.3/31 (R4.2月分) R4.3/1～R4.4/30 (R4.3月分) R4.4/1～R4.5/31 終了しました																■支給額 [2019年から2021年のいずれかの対象月の売上]ー[2022年の対象月の売上] ■支給上限額 ●中小法人 ・売上減少率90%以上:上限60万円/月 ※ ・売上減少率70%以上90%未満:上限40万円/月 ※ ・売上減少率50%以上70%未満:上限20万円/月 ・売上減少率30%以上～50%未満:上限8万円/月 ●個人事業者 ・売上減少率90%以上:上限30万円/月 ※ ・売上減少率70%以上90%未満:上限20万円/月 ※ ・売上減少率50%以上70%未満:上限10万円/月 ・売上減少率30%以上～50%未満:上限4万円/月 ※「飲食店の休業・時短営業の影響により売上が減少した」場合に限る	頑張る中小事業者月次支援金センター TEL:082-248-6853
	補更新 外国人材受入企業等緊急支援事業補助金	広島県では、新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る費用など、追加的費用を負担している中小企業等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材の受け入れに係る宿泊費の一部を補助します。	県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等※ ※中小企業等とは中小企業支援法第2条第1項に定める「中小企業者」及び交付要綱に定める事業者をいいます。	■補助対象とする外国人材 在留資格が次のいずれかであること ◎高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定技能、技能実習、特定活動のうち一部 ■補助対象経費 水際対策のために県内企業等が負担した外国人材の受入れに係る宿泊費※消費税及び地方消費税は含めません。 ※令和3年度外国人材の新規入国の一時停止措置解除日以降に入国した者(外国人材に係るものに限り、出張に係るものを除きます。) ■補助対象期間 令和3年度外国人材の新規入国の一時停止措置解除日～令和4年2月28日																■補助率:1/2 ■補助上限額:1人当たり45,000円 (1泊当たりの上限額3,000円)	広島県商工労働局 雇用労働政策課 外国人材受入・共生対策担当 TEL:082-513-3410

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

所掌	事業の名称 補給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年			募集期間(→)					R5年			給付・補助金額等	問合せ先	
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月
広島県	補更新 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため、災害復旧等進捗を急ぐ事業が多く人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用する事業主に対して、助成金を支給します。	【助成金の申請者】 本助成金の支給申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金支給のための要件を満たす労働者を3か月以上継続して雇用する意思があり、かつ、県税の滞納のない者であって、次のいずれかに該当する者とします。 (1) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの (2) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの (3) 広島県が発注した建設工事に助成金の申請日から起算して過去5年以内に下請負人としての実績を有する者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの (4) 広島県が発注した測量、建設コンサルタント業務に助成金の申請日から起算して過去5年以内に再委託人としての実績を有する者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの 【対象労働者】 雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。 (1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用(広島県内において、個人事業主として開業している場合も含む。)されていないこと。 (2) 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。 (4) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者(ただし、一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く。)であり、原則、雇用期間の定めのないこと。 (5) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること	適用期間: R3.2/1～R4.3/31⇒R4.9/30 ※ この期間に対象労働者を新たに雇い入れる申請者が当該助成の対象となります。 ア 対象労働者の雇入れ日が令和4年3月31日以前 助成金の支給申請は、雇入れ日の翌日から起算して2か月以内 イ 対象労働者の雇入れ日が令和4年4月1日以降 助成金の支給申請は、雇入れ日の翌日から起算して3か月以内													■助成金額 ・月額(上限):20万円/月 ・総支給額(上限):120万円(20万円/月×3か月×2期) ・助成対象期間:6か月間を上限とし、令和4年9月令和5年3月実績まで	広島県土木建築局 建設産業課 入札制度グループ TEL:082-513-3821
	補New アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金	アフターコロナを見据え、新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む経営革新計画を新たに作成し、承認を受けた事業者に対して、経費の一部を補助します。	新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む経営革新計画の承認を受けている事業者(30社程度) ※補助金申請には、経営革新計画の承認を受けていることが必要となります。	■補助対象経費 ・設備投資における機械装置等購入費、車両購入費 ・人材育成における専門家謝金、専門家旅費 ・販路開拓における広報費、展示会等出展費 等														■補助率:2/3以内 ■補助限度額:上限1,000千円

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年6月14日現在)

所掌	事業の名称	補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年			募集期間(→)					R5年			給付・補助金額等	問合せ先		
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月
広島市	広島市販路拡大等チャレンジ応援事業	補	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、市内中小企業者等の売上は大きく落ち込んでおり、感染症収束の見通しが立たない中で、現状の厳しい状況を乗り越えるべく、事業計画を策定、販売促進・販路拡大の取組を促すことで、市内中小企業者等の事業維持・継続を図ることを目的とします。 本事業は、事業の維持・継続に向けた販売促進・販路拡大に向けた事業計画に基づく、市内中小企業者等の取組を応援するため、それに要する経費の一部を支給するものです。	広島市内に事業所を有する中小企業者等であることとします。 (1)中小企業者等であること (2)広島市内で事業を営んでいること。 (3)反社会的勢力排除に関する誓約事項のいずれにも該当しない者であること。 (4) 次の①～⑤のいずれかに該当しない者であること。(該当する者は、大企業とみなして対象者から除きます(みなし大企業))。 ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者 ⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者	【対象事業】 事業者自ら策定した「事業計画」に基づいて実施する販売促進・販路拡大のための取り組みであること。 ＜対象となり得る取組事例＞ ・新商品をPRするための自社ホームページの作成 ・新たな販促用チラシの作成、送付 ・新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告) ・売上拡大につながる店舗改装 ・ネット販売システムの構築 ・国内外の展示会、見本市への出席、商談会への参加 【対象経費】 対象となる経費は次の1～3の条件をすべて満たすものとなります (1)使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 (2)公募開始日[令和4年3月25日(金)]以降に発生し対象期間中に支払いが完了した経費 (3)証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 【対象期間】 事業実施の完了期限は令和4年2月末まで														■支給率:4/5以内 ■支給上限額:100万円	広島市販路拡大等チャレンジ応援金事務局 TEL:082-542-2736
	夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金	補	本市では、これまであまり活用されていなかった夜間・早朝の時間帯において、民間事業者等による新たなイベント開催等を支援することにより、観光客の誘客促進及び滞在時間の延長を図り、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復を促進します。	株式会社(旧有限会社も含む)、合名会社、合資会社、合同会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等の法人格を有する者	多くの観光客を集客し、夜間・早朝における広島市の観光振興につながる以下の事業とします。なお、同一の者による申請は、全体で1件までとなります。 ・A事業：定期的に実施する夜間・早朝のイベント ・B事業：夜間・早朝のイベント(単発実施も可) ・C事業 C：夜間・早朝の観光資源のPR活動 【共通】 ○広島市内で実施される事業であること ○広く一般に開かれた事業であること(誰もが参加しやすいこと) ○交付決定日以降に開始し、令和5年2月28日までに終了する事業であること ○事業実施に当たり、行政機関等の許可や地元との調整等、必要な許可や調整が取れている又は取れる見込みがあること 【A事業】 ○新規のイベントであること又は既存のイベントを拡充するものであること ○原則、同一の場所で定期的に実施すること ○「夜間」又は「早朝」の時間帯を含むイベントであること 【B事業】 ○新規のイベントであること ○「夜間」又は「早朝」の時間帯を含むイベントであること 【C事業】 ○新規の取組であること ○「夜間」又は「早朝」に利用できる観光資源(店舗、施設等)をPRする内容であること													■補助率:4/5以内 ■補助限度額 A事業:2,000万円 B事業及びC事業:500万円	広島市 経済観光局観光政策部観光企画担当 TEL:082-504-2243	
呉市	生産性革命推進事業に対する助成	補	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「生産性革命推進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援	・令和2年度中に国の生産性革命推進事業において交付額の確定を受けた事業者で、市内に本社、本店、又は主たる事業所を有する者 ・補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担	(1)ものづくり補助金 中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービスの提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 (2)持続化補助金 小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 (3)IT導入補助金 業務の効率化などの付加価値向上に繋がるITツール導入を支援	(1)R2.5/22～													「コロナ特別対応型」及び「特別枠」で採択された事業については、事業者負担が1/10となるように助成金を交付(上乗せ)	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310
	中小企業等事業再構築促進事業への追加支援	補	日本製鉄呉地区の休止方針やコロナ禍への対応等で事業の再構築に挑戦する事業者の方で、国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援を行います。また、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、さらに加算措置を行います。	国の中小企業等事業再構築促進事業で採択を受け、呉市内で事業を実施したものが対象です。	・国の中小企業等事業再構築促進事業において交付額の確定を受けた事業者で、呉市内において事業を実施した者 ・市税の滞納がない者 ・呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者	R2.7/16～												■補助額 (1)最大300万円(事業者負担の1/10)を交付(上乗せ) (2)加えて、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、影響度(日本製鉄との取引割合)に応じて、最大300万円を交付(日額加算) ※補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担分が対象です。	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310	

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
三原市	給 三原市中小事業者固定費負担支援金支給事業	まん延防止等重点措置等に伴う外出自粛等の影響により、売上げが減少したことに伴い、事業復活支援金(国)を受給した市内の中小事業者(個人事業主を含む)に対して、家賃等の固定費負担を軽減するために支援金を支給します。	■対象者 ・市内に本店(個人事業主の場合は居住地)及び事業所(店舗)がある中小法人・個人事業主 ・国の「事業復活支援金」の給付を受けていること ・申請日までに県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を宣言しており、感染予防対策に取り組んでいること(※全業種) ・今後も事業を継続する意思があること ・市税を滞納していないこと ・三原市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者																	■支給額:1事業者あたり5万円(一律)	三原市 経済部商工振興課 TEL:0848-67-6072
尾道市	給 事業継続特別支援金 令和3年度(第2期)	尾道市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、1・2月の各月の売上が2019～2021年の同月と比べて減少し、国の「事業復活支援金」及び広島県の「月次支援金」を受給しても補いきれない減少分に対し、市独自の支援金を支給します。	次の要件をすべて満たすもの (1) 尾道市内に本社または本店があり、事業収入を得ている中小企業者等(個人事業主は尾道市内に住所があること) (2) 2022年の対象月(1月分・2月分)において、広島県の「頑張る中小事業者月次支援金」の給付対象事業者であること(広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」の給付対象事業者は除く) (3) 今後も事業を継続する意思があること。 ※事業期間が短く、2019～2021年の同月と比較できない場合で、2021年10月までに開業している場合は、創業特例として対象要件等が異なります。																	■支給額 ・売上減少率が50%以上の場合、中小法人上限20万円/月、個人事業主上限10万円/月 ・売上減少率が30%以上50%未満の場合、中小法人上限8万円/月、個人事業主上限4万円/月 ※国の事業復活支援金及び広島県の月次支援金の給付を受けたものとみなし、市からの支給額を算出します。 飲食店の休業・時短営業の影響により、売上が著しく減少した事業者については、売上減少率に応じて支給上限額を拡大します。	コールセンター TEL:090-1418-0284 (業務用携帯端末を複数台で対応します)
福山市	補 福山市中小事業者売上回復応援金(対象期間2022年1・2・3月分)	まん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短 営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した 市内中小事業者に対して、応援金を給付します。	■給付対象者 まん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した市内中小事業者であって、次の全てに該当する者。 ① 福山市内に、本社があること。(個人事業主は住民票が福山市にあること。) ② 中小企業基本法、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律で定義する中小企業であること。(個人事業主を含む。) ③ 2022年対象月(1・2・3月)の各月における売上が2019～2021年同月の売上の30%以上減少していること。 ④ 2022年対象月において、「広島県感染症拡大防止協力支援金」の対象事業者でないこと。 ⑤ 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が福山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第1号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。 ⑥ 市又は市から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。 ⑦ 今後も事業を継続する意思があること。																	■給付額 ・中小法人:上限20万円/月(最大60万円/1・2・3月分) ・個人事業主:上限10万円/月(最大30万円/1・2・3月分) 広島県頑張る中小事業者月次支援金の給付のうえで(※)、2022年対象月の売上が、2019～2021年同月の売上(税抜)の70%となるまで、福山市中小事業者売上回復応援金を給付します。 (※)県月次支援金の対象事業者は、申請時点で給付を受けていない場合でも、給付を受けたものとみなして応援金の給付額を算出します。 (※)国の事業復活支援金の給付額は、加算しません。	福山市中小事業者売上回復応援金事務局 TEL:084-959-2180
府中市	補 府中市雇用継続助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ、国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者で、国の支給額以上の休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金を支給します。 また、国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費についても助成金を支給します。	(1)国が特例措置を実施した雇用調整助成金の交付を受けた事業者であること。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響による従業員の解雇をしていない者であること。 (3)市内に主たる事業所を有する者であること。 (4)市税等の滞納がない者であること。	(1)休業補償に係る助成金について 国の雇用調整助成金の支給額以上に従業員へ休業補償を支払う場合にその差額の部分について助成金支給。 (2)社会保険労務士への事務委託費に係る助成金について 国の雇用調整助成金申請時に発生した社会保険労務士への事務委託費について助成金支給(※中小企業・小規模企業者のみ)。																(1)ア 中小企業・小規模企業者:上限50万円 イ 大企業:上限100万円 (2) 上限10万円	府中市 経済観光部商工労働課商工振興係 TEL:0847-43-7190

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和4年6月14日現在）

所掌	事業の名称 補 給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
三次市	給 三次市中小事業者月次支援金	緊急事態宣言の延長等に伴い、まん延防止等重点措置の影響を受け、令和3年5月から8月令和4年1月、2月のまでの各月における売上げが20%以上30%未満減少した中小法人・個人事業者を支援します。 【追加】令和4年※1月、2月も対象月に追加しました。	■対象業種 三次市内に本店を有する中小法人・個人事業者 ※対象要件を満たす全業種が対象となります ■対象者 次のすべてを満たす事業者 (1)三次市内に本店を有する法人又は市内に住民登録があり三次市内に主たる事業所を有する個人事業主 (2)令和3年5月～令和3年9月までの各月において、月間の売上額が令和2年または令和元年の同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること (3)直近の確定申告又は住民税申告をしている事業者 (4)令和3年3月31日までに開業している事業者 (5)代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと (6)事業が法令に違反し、公序良俗に反する事業者でないこと (7)今後も事業を継続する意思がある事業者 (8)以下の助成を受けていないこと ・広島県感染症拡大防止協力金 ※広島県感染症拡大防止協力金を受給された方は、今回の支援金の対象外となりますが、協力金の第3期分について、三次市は対象エリア外であったため「7月分のみ対象」となります。 ・広島県頑張る中小事業者月次支援金の支給対象となっている月は申請できません。 【追加】令和4年1月、2月の売上額が平成31年から令和3年のいずれか同月の売上額と比較して20%以上30%未満減少していること																	■給付額 【6～10月分】 —令和2年または令和元年の対象月の売上額—令和3年の対象月の売上額 【1月～2月分】 平成31年から令和3年までの各年における1月いずれかの売上げ額—令和4年1月の対象月売上額 ・中小法人等：上限10万円/月 ・個人事業者：上限5万円/月 ※複数の事業所を運営している場合でも1事業者分となります。	三次市 産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL：0824-62-6171
東広島市	補 東広島市生産性革命推進事業活用促進補助金	国の生産性革命推進事業を活用して、地道な販路開拓や設備投資など、前向きな投資を行う、中小企業、個人事業主等の支援を目的とし、国の補助金に上乗せし、活用を促進するものです。	・国の生産性革命推進事業の各補助金で採択され、補助金の確定を受けた者 ・東広島市内に主たる事業所を有する者 ・市税の滞納がない者	ものづくり補助金。中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 ・持続化補助金。小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 ・IT導入補助金。業務の効率化などの付加価値向上につながるITツール導入を支援																各対象事業で採択された事業について、原則、事業者負担の2分の1を補助します（上限額あり）。	東広島市 産業部産業振興課 TEL：082-420-0921
	補 東広島市事業再構築促進サポート補助金 事業計画策定事業	ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、国の事業再構築補助金を活用して、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を目指す中小企業、個人事業主等に補助金を交付します。 (1) 事業計画策定事業 ※国の採択・不採択に関わらず申請が可能です。	次の全てを満たす者としします。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の採択・不採択の結果通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■認定経営革新等支援機関等 ・国が認定した経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定により認定された者をいう。） ・別紙認定支援機関確認書により、経営革新等支援機関が適当と認めた者 ・その他市長が適当と認める者 ■補助対象経費 申請に必要な事業計画策定のために認定経営革新等支援機関等に支払った報酬																■補助率：10/10 ■補助金額：上限20万円 ※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。 ※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	東広島市 産業部産業振興課 TEL：082-420-0921
	補 事業再構築促進事業	国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の申請に当たり、「認定経営革新等支援機関等」の支援を得て事業計画を策定する事業 (2) 事業再構築促進事業 国の令和2年度第3次補正事業である「事業再構築補助金」の採択を受けて実施する事業	次の全てを満たす者としします。 ・市内に主たる事業所を有している中小企業等 ・国の事業再構築補助金の交付の確定通知を受けている者 ・市税の滞納がない者 ・市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者	■補助対象経費 国の事業再構築補助金の補助対象経費から、国が交付を決定している補助金額を差し引いた経費																■補助率：1/10 ■補助金額：上限200万円 ※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。 ※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	
廿日市市	補 New 新事業創出等に取り組む事業者応援補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動に大きな影響が及ぶ中、アフターコロナを見据え、市内事業者のデジタル化を促進し、経営基盤の強化を図ることを目的として、デジタル技術を活用した新たな商品・サービスの開発や販路開拓の取組、製造工程の効率化、業態転換等を行う取組に係る経費の一部を補助します。	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ① 廿日市市に事業所（法人の場合は本社）があるもの ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの ③ 市税等を滞納していないもの ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	■交付条件 ① 補助対象経費に補助率を乗じた金額が、20万円以上となること ② 商工会等に事前相談を行い、経営指導員等に事業計画の確認を受けること ■補助対象事業 補助対象事業は、デジタル技術を活用した取組を始め、次に該当する事業です。 (1) 新商品または新サービスの企画または開発に関する事業 (2) 販路開拓に関する事業 (3) 新たな分野への事業展開を行う事業 (4) 既存事業から業態転換をして行う事業 (5) 業務の効率化や生産性の向上に資する事業																■補助率：2/3 ただし、事業継続力強化計画の認定を受けた又は申請を行った場合に限り補助率：3/4 ■補助金額 1事業者当たり上限30万円 ※補助対象経費×補助率	新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会 事業所の所在地によって該当エリアの商工会議所・商工会に申請・お問い合わせください。 廿日市商工会議所（廿日市エリア） TEL：0829-20-0021 佐伯商工会（佐伯・吉和エリア） TEL：0829-72-0690 大野町商工会（大野エリア） TEL：0829-55-3111 宮島町商工会（宮島エリア） TEL：0829-44-2828
	補 New 国の制度活用サポート補助金	国の「事業再構築補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」を活用して、新分野展開等の取組又は設備投資による生産プロセスの改善等の取組を行う中小企業等の支援を目的として、当該補助金の申請に係る計画書作成費等（専門家費用など）を補助します。	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ① 廿日市市に事業所（法人の場合は本社）があるもの ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの ③ 市税等を滞納していないもの ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	■交付条件 ① 国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等に支払った報酬 ② 廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会に属する認定支援機関等が適当と認めた金融機関・商工会等に事前相談を行うこと ■補助対象経費 国の「事業再構築補助金」又は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の申請に必要な事業計画策定のためにコンサルタント・専門家・認定支援機関等に支払った報酬																■補助率：10/10 ■補助金額：上限20万円 ※国の採択・不採択に関わらず申請可能 ※不採択の場合は2回目（上限10万円）申請可能（1事業者2回まで申請可能）	新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会 廿日市商工会議所 TEL：0829-20-0021

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年6月14日現在)

所掌	事業の名称		給 付 金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年												募集期間(→)			R5年			給付・補助金額等	問合せ先
							1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
江田島市		補		新型コロナウイルス感染症により、従来の経済活動が縮小する中においての新規創業や第二創業、事業を継続していくため、新商品の開発等に挑む中小企業や生産者に対して支援を行います。	■対象事業者 全てを満たす者。 (1)江田島市内に所在し、事業を行っている中小企業事業者 (2)個人においては、江田島市内に住所を有しており、事業収入を得て確定申告を行っている者 (3)国の事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の採択を受け、事業を実施し、令和4年3月31日まで補助額の確定を受けている者 (4)前年度以前の市税の滞納がない者 等 ■補助対象事業費 事業再構築促進補助金又は生産性革命推進事業補助金の事業者負担額(消費税を除く)	● <																				

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。